

第1回 水俣市都市計画マスタープラン策定委員会

令和5年3月22日（水）午後1時30分～

本庁舎4階 委員会室1、2

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 委嘱状交付

4 委員及び事務局の紹介

5 委員長及び副委員長の選出

6 水俣市都市計画マスタープラン改定の概要について

7 議 題

(1) 地区別構想の地区割り（案）について

(2) 専門部会の設置（案）について

(3) その他

8 連絡事項等

9 閉 会

議題1 地区別構想の地区割り（案）について

水俣市都市計画マスタープラン（平成14年12月水俣市策定）の改定にあたり、地区別構想策定に係る地区割りは、次表のとおりとする。

（表）地区別構想策定に係る地区割り

地区	名 称	対象となる行政区	備 考
1	市街地北部地区	1区、3区、22区	
2	市街地西部地区	2区、4区、5区、19区、20区、21区	
3	市街地東部地区	6区、7区、8区、9区	
4	袋・月浦地区	17区、18区	
5	湯出・長崎地区	15区、16区	
6	東部地区	10区、11区、12区、13区、14区	
7	久木野地区	23区、24区、25区、26区	

注：各地区の名称は、仮称である。

議題2 専門部会の設置（案）について

水俣市都市計画マスタープランの策定に関する要綱（令和4年9月29日訓令第13号）第8条第9項の規定により設置される専門部会（以下、「専門部会」と略する。）の名称、部会員数、部会員の就任要件等は、次表のとおりとする。

なお、各専門部会の代表者は、同要綱第7条の規定に定める策定委員会の委員に就任するものとする。

（表）専門部会の名称、部会員数、部会員の就任要件等

	名 称	部会員数	部会員の就任要件等
1	社会基盤・防災・交通部会	6名以内	市長が関連団体（建設分野含む）へ部会員の推薦を依頼する。
2	経済・産業部会	6名以内	市長が商工業・農林水産業分野の関連団体へ部会員の推薦を依頼する。
3	教育・文化部会	6名以内	市長が関連団体（スポーツ分野含む）へ部会員の推薦を依頼する。
4	医療・福祉部会	6名以内	市長が関連団体（介護分野含む）へ部会員の推薦を依頼する。
5	地域づくり部会	7名以内	地区別構想検討のための各地区別会議の代表者が就任する。

注： 部会員推薦を依頼するべき関連団体が存在しない場合は、市長は、各個別の事業者等に部会員就任を依頼するものとする。